

平成

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

二十六年

平成二十六年六月十七日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十六年六月十七日 午前十時開議

- 第一 議第三十三号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 議第三十八号 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について
 - 第二 議第三十五号 市道路線の変更について
 - 議第三十六号 市道路線の変更について
 - 議第三十七号 市道路線の廃止について
 - 議第三十九号 平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
 - 第三 同第一号 五條市教育委員会委員の任命について
 - 第四 同第二号 五條市教育委員会委員の任命について
 - 第五 発議第十号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書について
 - 第六 発議第十一号 「手話言語法」制定を求める意見書について
 - 第七 発議第十二号 上野公園市民プールの開園を求める決議について
 - 第八 発議第十三号 五條駅南北連絡道路の早期実現を求める決議について
(第五号)
- 追加第一 発議第十四号 (仮称)五條総合体育館の早期着工を求める決議について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

説明のための出席者

市長
副市長
教育長

	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
堀 檉 太	大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
内 内 田	谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
伸 成 好	龍	吉	雅	耕		佳		康	雅	清	全	
起 吉 紀	雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

午前十時零分開会

○議長（益田吉博）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのお通りであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）五條総合体育館建設事業の件について牧野議員から、緊急質問の通告があります。

この際、牧野議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。牧野議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって、牧野議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許可することに可決されました。

牧野議員の発言を許します。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）そしたら自席の方から失礼いたします。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、体育館の建設工事に関わる質問をさせていただきます。

まず最初に、去る二日の議会運営委員会にて理事者サイドから五億円の債務負担の追加議案の提出を本日十七日に提出されると、そのとき
議運の中では、十七日に出してこの議会中に全て賛成可決して体育館の建設について皆協力してやってみようというお話で終わった次
第やったんですけれども、本日この議案が提出されない、その理由についてお答えいただきたいんですけれども。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

今議会の本会議あるいは委員会の方で御説明申し上げましたけれども、（仮称）五條総合体育館建設の入札におきましては、応札がなかったことから入札審査会を開き、その決定に基づきまして契約を随意契約で締結したいと進めておるところでございます。ただ、随意契約を進めるに当たりましては、当初の入札の条件は基本的に変えることはできません。ただ、工期は変更することができるとなっております。よって工期が平成二十六年年度から二十七年年度の二箇年にわたることになるわけでございますけれども、二十七年度も予算措置がされていないため、予算としての債務負担行為の追加をお願いしようと考えていたところでございます。しかし先週の末の六月十二日であったと思えますけれども、今一企業と交渉させていただいておりますけれども、途中経過の中で五條市が予定価格を出しておるわけですけれども、その予定価格と開きがあつて、非常に積算の中で苦慮しておるといふような御連絡がありました。よつてその原因の一つは、東日本震災の復興あるいは東京オリピックを控えた公共事業の状況など、資材あるいは労務の関係の単価が非常に上がつてきておるといふことも考えられるというお話もありました。

交渉はまだ結論には至っておりませんが、本日追加議案としてお願いをいたしても、結果的に契約が結ばなかったということにもなりかねない、またこのような時期に補正予算をし、さらにまたきつちり決まった中で再度の補正予算をするようなことになれば、大変申し訳ないというところから、今回は今補正予算として債務負担行為の方は出さない方がいであるうということで、本日の経緯に至つておるところでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今の副市長の答弁でちよつと矛盾したところがあるので、六月二日の議会運営委員会で、「それ、どういった趣旨のものですか。」ということでお尋ねさせていただきました。工期が遅れて再入札していたら日にちがないということで、随意契約の方向で努力していきたいと、その中で、相手先が、受けてくれる業者さんが、当てがあつて、この債務負担行為を今回上程されるんですかとお尋ねしましたら、その時点でない、ないのやつたらできてからでいいのと違いますかというやり取りさせてもらった中で、当てはないんですけ

れど、随意契約を進めるに当たっては、今これが必要なんですという御説明を受けたはずなんです。

今の説明であつたら、ちよつと矛盾しているところがあるのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

以前、牧野議員がおっしゃったように、その時点では、今御質問あつたとおりだと思つてすけれども、速やかに二十六年度の予算までありますので、二十七年度の予算としての債務負担行為をお願いして仮契約まで持つていけたらという思いがありました。ただ、今回の交渉をさせていただいている中で、もしも駄目だということになれば、県等にも相談いたしますけれども、入札審査会を開きまして、随意契約は駄目だということになれば、もう一つの方法として再公告をせざるを得ないということになれば、少し時間が掛かってくるし、再公告するためには入札の条件を変えていく、入札の条件を変えるということは、予定価格、今建築物価などが高騰しているところから、今の時世に合わせて設計に変えていただくことになれば、また補正予算等もお願いせざるを得ないということになりますので、そのときに一括して債務負担行為、あるいは補正予算もお願いした方がいいのではないかとというふうに考えさせていただきました。ただ、今一企業の交渉させていただいている相手が予定価格内で収まるということになれば、債務負担行為の臨時会をお願いし、そして仮契約をし、そして本議会で議決をお願いする、二度お願いすることになるわけですが、そこはきつちりと議会の方と協議をさせていただきながら、進めさせていただきたい。そういうことで御理解いただけましたらと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ということは、今交渉されている一社さん、この予算内で請負契約、随意契約していただける可能性はまだあるということですか。もしあるとしたら、まだ今の段階で契約結んでない、今副市長がおっしゃるように、臨時会開いて、その承認をつて、もちろんこれは可決されていくと思うんですけども、たゞもう一つ心配なのが、二十五年から二十六年に繰越してある十五億ありますよね。これは二十六年中にか予算執行できないと思うんです。それに関して例えば、今から随意契約の交渉をやつて、例えば明日極端に言つたらね、仮契約できました。臨時会開いてください。開いて承認受けました。約半年ですわ。二十六年度、半年余りですわ。半年余りの間にね、この十五億の予算を執行できるだけの工事の出来高ですね、その辺は大丈夫ですか。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、二十五か二十六年度に防災安全交付金の国の交付金をいただきまして、その有効活用といえますか、歳入の執行していかなければならないというところであります。

牧野議員がおっしゃっていただいているように、工期が遅くなればその執行、出来高ができないのではないかとこのところでございます。今、県の方とも協議をさせていただいて、速やかにできる限り早く工事の契約ができるようにと進めさせていただいておりますけれども、その契約の如何によつては、どこまでいけるかということは、まだ私も、今の予定ではわかりませんが、精一杯その出来高を上げられるように頑張らせていただくことしかないわけですが、後の処置については、国または県の御指導をいただきながら進めてまいりたい、このように思っております。

予算の今契約、告知してある予定価格内の方で相手と交渉しておるわけですが、できるかできないかというのは、今概算の中では非常に高くなっておるわけですが、その中身を向こうと交渉をさせていただきながら、どこまで詰め寄れるかわかりませんが、交渉させていただいている。ただ向こうは、協議を拒否されておるといわけではありませんので、今週あるいは来週中にはどちらの方向にいくかということは結論が出てくるだろうと思うんですが、精一杯速やかにできるようにこちらはお願いするというしかございませんので、ただ契約に至るといことは予定価格内で頑張らせていただけるといことと、理解させていただいているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） そもそもこの体育館というのは、市長が精一杯努力しているんな職人さんの力、知恵借りてね、いろんなところから補助金等々引張っていただいて、市の負担を最小限にさせていただいて建てよう。もちろんこれはものすごい企画だと思ふんですよ。それに対してせっかくここまで来ているのにね、実際そのいただけた補助金使えないやとか、工期が間に合わないとか、インターハイ、五條市をアピールできる絶好の機会、これに間に合わないとか、何でこのような事態になつてきているのか、今副市長おっしゃるやうに、何事も精一杯やりますと、精一杯やつても、予算絡んどうややさかいね、後であきませんでしたわ、日にち間に合えんかったさかいに、補助金十五億あるやつを十三億しか使えれんかったんやと、でも契約の中ではそれも見込んであった、そしたら二億使えれんやうになつてしまふ、今の時

点で事故繰越しということは国が認めてくれへんはずですわ、なんぼ努力してもね。その足らず分は市民の負担になってしまふ可能性あるん違うんかなと。それを精一杯やりますからの一言で片付けられたのではたまったもの違うんかなと。計画性がなさすぎるん違うかなと思ひますが、副市長、どうですかその辺は。

○議長（益田吉博） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

歳入を、交付金を見込んで工期は十分に取れながら速やかに契約できて進んでおればこういう問題は起こらないということでございますけれども、現実に入札の相手がいなかったということで、今相手方と交渉もさせていただいておるわけですが、牧野議員がおっしゃるように、その交付金のうち出来高がでなかった場合の対応につきましては、これは県、あるいは国と今後協議をさせていただくかと思っております。結果的にその歳入がいかになっているかということはきっちりと議会の方にも説明させていただきたいと思っております。ただ、今は可能な限り契約を速やかにできるように、頑張らせていただくとしか言いようがないので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 何遍も繰り返して言うんですけど、もし足りなかったら、国や県と協議すると言うけれど、最終的に国や県は目一杯出してくれてますやんか。そやけど建てかけて金足らんさかいにここでやめてくれて、そんなこともでけへんわけですやんか。それを精一杯やる、精一杯やるって、計画ないんですか。例えばもしそれで十五億よう使い切らんかったら、その分の補充はどうするの。そんなことも、いろんなことを想定した上で計画して立てるん違いますの。でも今の話だったら全く計画が立っていない、無計画や。そのしわ寄せが最終的に市民の人になってしまふって、何ばいい体育館建ててもらっても、どないなってるの。そんな反発目に見えていますよ。行政に対する信用なくしてしまいますよ。せっかく市長が良い話をこのように企画して持つて来てくれるのに。どうですかその辺は。

○議長（益田吉博） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

計画が予定どおりいかなかったら、ということでございますけれども、国・県と相談させていただくということは、二十五から二十六年度に繰越しさせていただいてますので、前も答弁させていただいてあるように、今の現時点では、原則事故繰越しはできないというふうに聞

いております。ただ、新しい補助金の二十七年度で項目が出てくる可能性というか、それもありますので、そちらの方にもし出来高ができなかった場合には、移行できるようなところも協議させておるところでございます。ただ、それもまだ未確定でございますので、この場でこうできるという断言はできませんけれども、県とは協議をさせていただきながら、市民の方に迷惑を掛けないような、最善の努力をさせていただきたい。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）だから言ってますやんか。なるかならないかわからない話を当てにしてやっていて、なれへんかったときどうするのということ聞いていますよ。それを想定されてない限り計画性ないやん。何ぼ国や県と協議してもね、最終的にここまでは出します。後は五條市さん負担してくださいよと言われたら、今度は市長が市民に・を言ったことになりませんやでそれ。五條市の負担は一億数千万で二十億の体育館建ちますって言ってみんな喜んでるのに。後で二億余計に五條市が負担しないとイケないようになりましたんや。話違うやんって、信用なくしてしまいますよ、市長さんに対する、こんな行政やっていたら、無計画なことしていたら。その、補充する分を何で計画立ててないのか。そこを聞いていますよ。物理的にね、半年余りでね、十五億の出来高を作るかって言ったらよっぽど何かしら改さんでもしない限りそんなできない。これは技術さんとかいろんな建設業者さんとか、僕が今までいろんなお付き合いがある中で、いろんな方からいろいろ聞かせていただき勉強させていただいて、そういうふうに言っているんです。だから僕が一番心配するのは、せっかく獲得していたである十五億が来年の三月末、二十六年度中に予算執行できるところにクエッションがあるのです。だからもしできなかったときのこと計画の中にあるのでしょねって、机の上だけで物事を考えておってもできないものできないのやで。どうですか、そこを教えてください。

○議長（益田吉博）意見調整のため暫時休憩します。

午前十時十九分休憩に入る

午前十一時二十四分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しており、会議が成立いたします。

牧野議員の緊急質問に対する副市長の答弁を求めます。 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

その前に長時間にわたりましたので、申し訳ございませんでした。

体育館の建設の契約の時期にもよりまずけれども、本年度予定の十五億円の出来高ができない可能性があり、最悪国への交付金の返還手続をせざるを得ないこととなります。しかし平成二十七年年度に向けまして、国の交付金を確保すべく努力はいたします。しかしながら最悪の場合、返還金に見合う金額につきましては、他の財源、例えば有利な財源である過疎債などを活用し、またその過疎債などで対応できない場合は市費で賄うことも考えられ、当初計画における市負担が増えることとなります。

いずれにいたしましても、債務負担の議決をお願いするときにになりましたら、議会へ財源につきまして計画を御説明させていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） なるべくいろいろ鋭意努力していただいて、市民に負担の掛からないよう、せっかくここまでできているのやさかいに、市民の皆さんに負担の掛からないような財源確保を目指して建設に向けて努力していただけたらと思います。

もう一つお尋ねしたいのですけれども、せっかくさつきも言わせてもらったように、来年八月に行われるインターハイ、また市長、この間からの答弁でもいろいろおっしゃっていただいております奈良県でのいろんな競技、知事さんもやっぱり南部振興のために、この体育館が完成したらいろんな競技を五條で開催できる方向で検討していただけたらということなんで、やっぱりそういう競技というのは、学生中心になつてくると思っています。であれば、その学生さんのいろんな競技、インターハイも含めて夏休みを利用される、いろんな大会がね。だからできるだけ早期の着工を目指していただいて、来年の県内、また近畿圏の学生さんたちが競技できるような立派な体育館を、来年の夏には使っていたけるような方向で検討、努力していただけるように、それであれば我々もちろん全面協力させていただけると思いますので、是非市長、その辺よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）以上で三番牧野雅一議員の緊急質問を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第一、議第三十三号及び議第三十八号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田雅範委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田雅範）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十三号及び議第三十八号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十三号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の給与の改定が実施されたことに準じ改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、三月定例会に提出された議案との変更点等についてただしたのに対し、「三月定例会に提出した議案から変更はないが、国から人事評価制度の導入、促進を求める通知が五月にあったことから条例等の一部を改正するものである。」との答弁がありました。委員から、改正を行わない場合の国からのペナルティについてただしたのに対し、「ペナルティはないが、県を通じ国に給与実態調査の報告を行っているので、地方自治の取組の参考資料となる可能性がある。」との答弁がありました。

また、委員から、三月定例会で否決になったことに対する検証等についてただしたのに対し、「五條市職員組合に案を提示し、今回の給与に関する改正等について協議を行い了解を得た中で、モチベーションについても理解してくれていると思われる。」との答弁がありました。

さらに、委員から、人事評価制度の導入時期についてただしたのに対し、「国からは二年以内となっているので早急に取り組んでまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、議第三十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、予算総額に歳入歳出それぞれ七千三百九十六万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十四億九千三百九十六万一千円とするもので、歳出予算の主な内容は、五條市シルバー人材センター補助金百四十八万円、大雪被災者向け経営体育成支援事業補助金二千六百十三万一千円、林道管理費四千万円、道路補修工事費四百三十万円等の追加であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債で賄い、地方債の補正については、経営体育成支援事業を追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険特別会計への繰出金追加については、経営体育成支援事業を追加するもので、当局的説明により了承した次第であります。委員から、介護報酬等の変更が生じるため、四月一日に稼働するまでの電算システムの変更である。今回の補正予算については、四月一日以降の処理に対する電算システム改修業務委託料が算出できなかったためである。」との答弁がありました。委員から、消費税率の改正は事前にわかっていたことで、当初予算に計上すべきであったとの意見がありました。

また、委員から、林道維持修繕工事の内容についてただしたのに対し、「三月二十一日の大雨による林道ウツギ谷線の崩落に伴うもので、規模は道幅三メートル、延長一五メートル、高さ一〇メートルである。また、災害認定の対象となっていないので補助金等はない。」との答弁がありました。

次に、シルバー人材センター補助金の追加についてただしたのに対し、「派遣等に関する条例の制定に伴い、シルバー人材センター理事長との協議を行った。その中で人的補助はできないので、補助金で対応していくことの確認をとったものである。」との答弁がありました。委員から、シルバー人材センターは、高齢者の生きがい対策として重要な位置付けにあり、行政が支援する団体であるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から地域公共交通及び（仮称）五條総合体育館について、報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了い

たしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本二議案につきましては、討論を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本二議案を議案ごとに採決いたします。

○議長（益田吉博）初めに議第三十三号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第三十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第三十五号から議第三十七号及び議第三十九号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会大谷龍雄委員長。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）議長の発言許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十五号から議第三十七号及び議第三十九号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、九日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十五号から議第三十七号、市道路線の変更及び廃止につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

議第三十五号及び議第三十六号につきましては、市道台帳のデジタル化による作業において現道と台帳の錯誤が明らかになったため市道路線の起点及び終点を変更するもので、議第三十五号は、市道立川渡線の終点を西吉野町立川渡三八七番地先から、西吉野町立川渡三八七番一地先に変更し、延長八七一・二メートルから一千メートルに変更し、議第三十六号は、市道上立川渡線の起点を西吉野町立川渡字小柵屋七八番二地先から西吉野町立川渡七九番二地先に変更し、延長一八八・八メートルから二〇四・八メートルに変更するもので、議第三十七号は、市道大野新田一号線が道路としての形態もなしておらず、また、地元大野新田町自治会から市道路線廃止についての要望書が提出されていることなどから廃止するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市道立川渡線及び市道上立川渡線の変更理由等についてただしたのに対し、「両市道は生活道路で、市道立川渡線は拡幅工事による延長の変更で、市道上立川渡線は県道勢井宗川野線の拡幅工事により、接続箇所が変更になったための起点及び終点の変更である。」との答弁がありました。

また、委員から、市道立川渡線の延長に伴う登記についてただしたのに対し、「市としては、登記がされていない市道が判明すれば登記を行う方針であるが、この市道は、登記されていない用地が多く一度に名義変更はできない状態である。」との答弁がありました。

次に、委員から、市道大野新田一号線の地元自治会からの要望についてただしたのに対し、「地元に対し、市道として利用されているか確認をしたところ、実際に市道としては使用していないので廃止してほしいとの要望があった。」との答弁があり、委員から、固定資産税の課税状況についてただしたのに対し、「土地は個人名義であることから課税されており、減免等はされていない。」との答弁がありました。

次に、議第三十九号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、消費税率の改正に伴い電算システム改修業務委託料百三十万円を追加し、その財源は一般会計繰入金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回の補正予算の目的についてただしたのに対し、「四月に電算システムが稼働してから打ち出す帳票関係の見積りが、四月以降になるということから三月補正予算に計上することができなかつたので、今回補正予算を計上した。」との答弁がありました。委員から、消費税率の改正は事前にわかつていたことであり、当初予算に計上すべきであったとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された四議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、（仮称）五條総合体育館について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本四議案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第一号、五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第一号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元にお配りさせていただいておりますとおり、尾来孝志委員が平成二十六年六月二十日をもって任期が満了となるため、その後任の任命について同意を求めるものであります。

後任として、大西修二氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、昭和五十年四月から平成二十四年三月まで三十七年間の長きにわたり精力的に教職に身を投じられ、奈良県立大淀高等学校教頭を最後として教職を退職されました。

退職後も同年四月から奈良学園中学校、高等学校非常勤講師として熱意を持って多くの子供たちの教育、指導にお取組をいただいております。同氏は人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有し人望も厚く教育委員会委員として適任者であります。

御理解を賜りまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第四、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 同第二号、五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上程いただきました同第二号、五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

お手元にお配りさせていただきましたとおり、岸本悦子委員が平成二十六年八月八日をもって任期が満了となるため、その後任の委員の任命について同意を求めるものであります。

後任として、井田栄子氏をお願いしようとするものであります。

同氏は人望も厚く、平成十九年十二月以降長きにわたり五條市民生委員、児童委員として御尽力をいただくとともに、市内の幼稚園・保育所及び小学校等で絵本の読み聞かせのボランティア活動に熱心に取り組まれた多くの経験から教育現場にも精通し、子育て世代の保護者の代表として子供たちの保護者の思いや声を教育行政に反映できる視点を備え持った素晴らしい方です。さらに男女共同参画社会の形成を目指す意味からも女性委員としては教育現場の政策決定に携わっていただくことは大変重要であり、人格、識見は素晴らしい方であることから教育委員としての適任者であります。

御理解を賜りまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十号、鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年六月十七日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 吉 田 雅 範

〃 岩 本 孝

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「九番の声あり」）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第十号、鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書（案）

鹿、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行います。

法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることとなりますが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望します。

記

- 一 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
 - 二 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。
 - 三 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。
 - 四 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られていないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十六年六月十七日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）日程第六、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十一号、「手話言語法」制定を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十六年六月十七日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 山口 耕 司

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員会委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）ただいま上程されました発議第十一号、「手話言語法」制定を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきますので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。音声は聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい聴覚障害者にとつて、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

二〇〇六年（平成十八年）十二月に国連総会において採択され、二〇〇八年（平成二十年）に発効した「障害者権利条約」第二条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は二〇〇九年（平成二十一年）に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めてきた。二〇一一年（平成二十三年）八月に改正された「障害者基本法」の第三条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第二十二條には、国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話を使える社会環境の整備、そして、手話を言語として普及・研究できる環境の整備を国として実現する必要がある。

よつて、国会及び政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九條の規定により意見書を提出する。

平成二十六年六月十七日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）日程第七、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十二号、上野公園市民プールの開園を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年六月十七日提出

	提出者	五條市議會議員	牧野雅一
	賛成者	五條市議會議員	吉田雅範
〃			福田実
〃			吉田正
〃			宗部康寛

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「三番の声あり」）三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十二号、上野公園市民プールの開園を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

上野公園市民プールの開園を求める決議（案）

太田市長は、元気な五條市をつくるための決意として「住んで良かったまちづくり」を実現するため、子育て環境を充実し、魅力あるまちづくりに取り組まれる宣言をされています。また、本年度の施政方針にも、住み続けたい、訪れたいと思えるまちづくりを新年度の重点施策の一つとして掲げています。

これらのことから、当然として子育て世代に対する負担軽減策等の充実に期待もしていましたが、本年度は、施設の老朽化を理由に上野公園市民プールを休止する決定をされていたことが判明しました。

本来あるべき行政として、市民みんなで子供を守り育てる環境づくり、未来を担う子供たちの住みよいまちづくりを推進するには、いささか疑問が残るところであります。

よって、市当局に対しては、市民プールの休止を撤回して、この町に住む子供たち、小さなお子さんを育てられている親御さん、かわいい孫さんをお持ちの方々に、市内では唯一暑い夏の憩いの場を提供し、できる範囲の市民サービスに努めることを求めます。

以上、決議します。

平成二十六年六月十七日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位には、よろしく御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきまして委員付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、平岡清司議員の発言を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私はただいま上程されました上野公園市民プールを開園すべきとの意見に反対の立場から討論いたします。

私も子供たちとよく水遊びした楽しい思い出があります。子供たちは水遊びが大好きですから、市民の皆様の中にプールを開いてほしいとの声があってもそれは容易に理解できます。子供の楽しい笑い声が響くプールは、本当に素晴らしいものです。ですから、私もプールの休止は残念に思っている一人であります。

しかしながら、私は現状を見たときに今年度のプールの開放は適当ではないと考えます。実際に私は上野公園でプールを見てまいりました。現状を見て一番感じるところは、本当に見てみると想像以上に傷んでいるところでありました。

スライダーやプールが白くなってしまっており、楽しく過ごせる環境には見えませんでした。第一にプールの内容だけではなく、プールサイドもところどころシートがめくれ上がっており、小さい子供が素足で走り回る環境ではないと感じました。実際に昨年は、あのプールで事故が起こっているのです。幸い大きなけがには至らなかったとしても、それは文字通り幸いであって、子供は大人の想像を超えた行動をすることがあり、何をするか、どんなことが起こらないともわからない中、顔に大きな裂傷でもできれば、本当に大変なことになりますし、場合によっては、もっと大きな事故が起こらないとも限りません。スライダーで白華した側面をいやがった子供たちが立ち上がって、そのまま転落する可能性も否定できません。

理事者側は、安全が確保できないから今年度は休止したいと言っているのに、無理矢理開放させる判断を強要するようなことを私は議会としてすべきではないと考えております。

何かあってからでは遅いのです。市長が本会議で答弁されたように、今年度は一年を掛けて市に詳細で総合的な検討をしていただき、来年度は市民の皆さんに喜んでいただけるような、安心・安全の施策を実施していただくべきであると考えます。

楽しいプールサイドの笑い声が一転子供たちの悲鳴に変わることがないよう、冷静な判断をお願い申し上げます。

以上、申し上げますとおり、私は本決議案に反対するものでありますが、議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。私の討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）次に、吉田 正議員の発言を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正登壇〕

○五番（吉田 正）ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、牧野雅一議員から提案のありました上野公園市民プールの開園を求める決議に賛成の立場から賛成の討論をさせていただきます。

かつて我が師と仰ぐ元県会議員の飯田 正夫妻からも五條高校水泳部で大いに躍動し活動した話を聞かされました。そして当時の五條高校女子の全国制覇十連覇や、五條高校男女アベックでの全国制覇、そして多くのオリンピック選手を生んだ水泳王国五條の名は全国的に知られていました。

五條の子供たちは泳ぎが大好きで、夏ともなれば一日中吉野川と家を往復していました。当時吉野川の一部をまるでプールのように囲い、体育の時間に水泳をしていました。

以前、現在の五條市中央体育館南側の駐車場にプールがありました。このプールの落成記念行事として日米中学生親善水泳競技大会が開催されました。日米両国の選手たちはお互いに競い合い記録を出し合って親善を深めることができました。五條市の水泳はまさに日本とアメリカ、国と国との親善交流に貢献したことのある歴史を持つているものです。時がたつたとはいえ、五條市民プールはこのような歴史を伝えるものであり、また子供の夏の遊び場、健全な育成の場、親子や友達、また子供を通じて幼い子供の持つ母親らのコミュニケーションを育む場でもあります。子供たちの運動不足や体力の低下が案じられる昨今、市民プールの休止はその流れに逆行していると考えます。心と体のオアシスとして利用され、たくさんの子供たちが楽しみに通っているところでもあります。

私自身も今、孫を持つ歳になり、あのころの私の子供が市民プールで本当に無邪気に水とたわむれていたことを思い出すと、今かわいい孫と同年代の幼児たちからも、その楽しみを奪うことが決してあってはならないと思うのです。

私は、人口の減少を市の最大の課題として取り組む太田市長のリーダーシップの下、魅力あるまちづくり、住んで良かったまちづくりを合

言葉に日々実現に向けて取り組んでいます。魅力あるまちづくり、住んで良かったまちづくりは、当たり前前のことは当然当たり前前のこととして行われることはもちろん、それ以上の感動がなくてはなりません。元来市民プールのある五條市が例年どおりプールを開けることを深く望んでいます。プール休止を決定された今、楽しみにされている市民の思いに耳を傾け、また五條市のこれまでの水泳の歴史を改めて思い返していただき、市民プール休止の考えを改めていただくことは市民の方々にとってこれからのまちづくりに大きな期待が持てる意義ある行動と考えます。財政状況等諸問題はあるかと思われませんが、以上申し上げた理由により賛成するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同いただけますようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長（益田吉博）次に、養田全康議員の発言を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまの議案に反対の立場から討論いたします。

五條市上野公園市民プールは平成元年七月の開園以来、二十五年が経過しております。その間市民の皆様が親しまれてまいりました。開園当初は年間二万人を超す入場者があるなど、五條の夏にはなくてはならない施設となっております。近年は少子化の例に漏れず、年間六、七千人の入場者となっておりますが、子供たちにとっては夏休みの一つの大きな楽しみの一つとなっております。また子供たちはここが安全であるということも疑いもなく無邪気に遊んでいるのが現状であります。そんな上野公園市民プールも二十五年という年月がたち、吉野川の増水時にはプールもつかってしまい、年々傷みがひどくなってきております。理事者側の説明にもありましたように、毎年毎年修繕をしなければならぬ状態となっております。スライダーやプール層の塗装が肌や水着に付着したり、塗装のめくれ等によって裂傷を負ったり、プールサイドのめくれでつまずいたりする事例が発生しているところであります。

また、プール内の漏水のためにプールへ供給することにより近隣住民の方に断水という生活に支障の出るような御迷惑をお掛けしたとのことです。昨年は応急対応によりプールを開放したところ、二度にわたり断水し、地域の住民から日常生活とプールとどちらが優先されるべきだと、大変なお・りを受けたと聞いております。私自身も先日、上野公園市民プールを視察してまいりました。実際に見てこのままでは安全性を欠くということを実感いたしました。プールを開放するときには利用者だけでなく、地域の皆様にも安心して喜んでいたことが大切と考えます。毎年、応急修理をしながらプールを開園し続けるのではなく、この際全面改修を含めた上野公園としての在り方を検討していく方が市民のためにはより良い方法であると考えます。よって私は上野公園市民プールの今年度の開園には反対であります。今年度は休止して

いただき、安全・安心で安定的な運営ができる施策が講じられてから再開すべきと申し上げ、私の討論といたします。
議員各位には何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）次に、宗部康寛議員の発言を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛登壇〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私は牧野雅一議員から提案のありました、上野公園市民プールの開園を求める決議に賛同する者の一人として、賛成の立場から討論を申し上げます。上野公園の市民プールは、平成元年の開園以来、多くの皆様方に愛され、親しまれてまいりました。

しかし、今年にあつては、施設の老朽化のため市民プールを休止しますと、この六月一日発行の広報五條で知ることになり、私は残念でなりませんでした。

私たちの世代では、夏になると、近くの池や吉野川などで、暑い夏の憩いの場として、多くの友達と一緒にあって、にぎやかで楽しい夏を過ごしたものであります。社会環境など、いろいろな変化に伴って、現在では見かけることはありません。

海のない奈良県の五條市にありまして、私も子供を持つ親の一人として、夏になると子供や孫とプールで泳いだり、子供に楽しい思い出を作ってあげたいなあと思うのは人情でありますし、何年たつてもいい思い出になり、心に残ると思っております。

決議案にありますとおり、できる範囲の市民サービスで納得できるのです。どうか住んで良かったまちづくりのためにも、市当局に期待をいたすところであります。

以上、申し上げますとおり、私は本決議案に賛成するものであります。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）以上で討論を集結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数であります。

よって本件は否決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第八、発議第十三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十三号、五條駅南北連絡道路の早期実現を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成二十六年六月十七日提出

提出者 五條市議会地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会

委員長 福 塚 実

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会福塚 実委員長。

〔地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会委員長 福塚 実登壇〕

○地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十三号、五條駅南北連絡道路の早期実現を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條駅南北連絡道路の早期実現を求める決議（案）

五條市では、少子高齢化と過疎化が進む中において今後更に増大していく行政需要に対応していくためにも、生活基盤や地域資源の有機的な活用を図り、魅力的なまちづくりを行うことで人口流失に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

そのため地域の交流を支える道路交通網の整備が急がれるところであるが、合併を契機とした新市建設の基本方針にのっとり重点事業の一つである新市玄関口整備事業は、交通と駅利用の利便性向上に寄与するのみならず、五條駅南北連絡道路の整備を図ることで活力あるまち

づくりに大きく貢献するものであると考える。

よって、市当局に対し、都市機能の充実を図る施策としての五條駅南北連絡道路の早期実現に努めることを強く求める。
以上、決議する。

平成二十六年六月十七日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、関係各位には、よろしく御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、牧野雅一議員の発言を許します。三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）ただいま議長の方から発言の許可をいただきましたので、ただいまの五條駅南北連絡道路の早期実現を求める決議案について賛成の立場から意見を申し上げます。

五條駅南北道路建設に関する構想は、今から三十三年前の昭和五十六年に南北両側の駅前広場や北部幹線が都市決定された時点からその輪郭を表しているものであり、それから十四年後の平成七月十月には五條駅南北連絡道として市道に認定され、その翌年には本市の都市計画マスタープランに位置付けされております。その後は紆余曲折を得ながら未だに実現することのないまま今日に至っているものであります。その間、本市は平成十七年九月に旧五條市・西吉野村・大塔村の一市二村が合併し、人口も約四万人近くになりましたが、現在は三万三千人台にまで落ち込んでおります。まちの発展の物差しは、人口の伸縮のみで図ることはできませんが、やはり過度の人口減少はまちの活気を喪失させ、更なるまちの魅力の低下へと負の連鎖につながってまいります。

こうした負の連鎖は中心市街地の衰退として全国各地で見られますが、その原因は程度の差はあれ、自家用車の普及に加え、核家族化により若い世代が市外や都会へと就職や進学に便利などころを求めたものが主要と言われております。そしてそこから生まれたものは、少子高齢化問題であります。少子高齢化が進行すれば税収は減少し、一方では社会保障費が増大、その結果財政の悪化であります。そして次に環境問題であります。マイカー利用が増えると公共交通の採算が悪化し、路線の縮小、廃止が進み、結果ますます移動手段としてのマイカーが増えることとなり、環境問題にも影響を与えてまいります。まさに個々における最適な選択が必ずしも全体にとって最適とはならない典型であります。

しかしながら本市にあつては、着々と整備が進む京奈和自動車道はもちろん、五條・新宮を結ぶ地方高規格道路あるいは構想段階とはいえ、東海南海連絡道等が本市でクロスするまちの未来像を付随した場合、それは発展への大きなポテンシャルであり、財産でもあります。その街中にあつて、大規模住宅地側と代表的な交通機関である五條駅の南北を貫き、まちの中心部である国道二四号へと連動するという点と点を線で結ぶ導線は停滞と低迷を打ち破る力になると確信するものであります。

問題はいつそれを実現するかとあります。ゆえに私は今後の五條市の方向、ベクトルがそうした財政問題や環境問題のツケを次世代に先送りするのか、我々の世代で歯止めを行って地域資源や生活基盤の有機的な活用を図るのか、今こそ五條駅南北連絡道の早期実現が迫られている。もう残された時間はないとの思いで決議案に賛成するものであります。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

御静聴ありがとうございます。

○議長（益田吉博）以上で討論を集結いたします。

これより本件を採決いたします。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ただいま上程されております五條駅南北連絡道路の早期実現を求める決議案に對しましては、退席をさせていただきます。採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

その理由を重点的に申し上げておきます。

JR五條駅南北道路の必要性につきましては、JR五條駅を利用する人の利便性から言いますが、またJR五條駅の南側・北側に頑張っておられます商店の皆さん方の活性化という点から言いますが、重要な道路だというように判断いたします。しかし現在、元五條高校跡地前

の市道岡中線が拡幅されまして、五條高校跡地のきわまで拡幅されております。これをJR五條駅北側の市道北部幹線に關係市民の皆さん方の御理解と御協力をいただいて接続するならば、JR五條駅南北道路としての役割を果たす道路になることは間違いないと思います。この道路を何としても早く実現させなければならぬと考えます。この道路が実現した上にもさらに別のJR五條駅南北道路が必要かどうかは非常に正確な検討を必要とするのではないかとふうに思います。

また、財政面では五條市の合併前の合併協議で決めました合併特例債の利用計画によりますと、新しい市役所建設に約三十四億円、JR五條駅と周辺整備に約二十五億円、JR五條駅……

○議長（益田吉博）討論と違いますで、討論の通告ありませんので、出ていくんやったら出て行くだけのこと、いいと思いますけれども。

○十二番（大谷龍雄）理由だけ言うて出て行きます。

こういう財政計画がありますけれども、財政面でも合併特例債は後もう六十三億円しか活用額が残っておりませんので、こういった点から言いますが、この議案につきましては、退席をさせていただきます、採決に当たりますは、棄権をさせていただきますので、どうか議長におきましては、取り計らいの方をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）ただいま牧野議員から（仮称）五條総合体育館の早期着工を求める決議案が提出されました。

お諮りいたします。本決議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よってこの際、（仮称）五條総合体育館の早期着工を求める決議案について日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（益田吉博）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）追加日程第一、発議第十四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十四号、（仮称）五條総合体育館の早期着工を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年六月十七日提出

提出者 五條市議会議員 牧野雅一

賛成者 五條市議会議員 吉田雅範

〃 〃 〃 福田実

〃 〃 〃 吉田正

〃 〃 〃 宗部康寛

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「三番の声あり」）三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十四号、（仮称）五條総合体育館の早期着工を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

（仮称）五條総合体育館の早期着工を求める決議（案）

(仮称)五條総合体育館建設事業は、平成二十七年八月に和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会のフエンシング競技会場として使用するため、昨年から測量業務・基本構想業務・設計業務等を順次完了し、入札業務の後、着工に至るものであった。

しかし、その入札が不調に終わり、市当局においては法令の規定を基に随意契約の手立てを探っているところであるが、本事業は、本市だけの単なる体育館建設事業ではなく、国・県の支援を受けて南部地域の振興を図っていくという重大な位置付けにあることから、市議会としても万全の協力体制をとっているところである。

よって、市当局に対しては、本事業の実現に向けて早期の着工を求めるものである。
以上、決議する。

平成二十六年六月十七日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位には、よろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長(益田吉博) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益田吉博) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益田吉博) 起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十八日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会いたしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（益田吉博）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十六年五條市一般会計補正予算を始め、多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶がございます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十六年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

今議会に提出いたしました議案をいずれも原案どおり可決、承認、同意を得ましたことに心からお礼申し上げます。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけでありますけれども、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことを心からお願ひ申し上げ、閉会に当たつてのお礼の御挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（益田吉博）これをもちまして平成二十六年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後十二時三十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博

署名議員 大谷龍雄

署名議員 養田全康

署名議員 牧野雅一

